

川崎市消防局訓令第3号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月21日

川崎市消防長 望月 廣太郎

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱（平成３０年消防局訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「以下「特定則」という。）」の次に「、コンビナート等保安規則（昭和６１年通商産業省令第８８号。以下「コンビ則」という。）」を加える。

第２条中「特定則」の次に「、コンビ則」を加える。

第８条第３項、第８条の２、第１５条第２項、第４項及び第５項、第２４条、第２４条の２第２項、第２５条第２項、第２６条、第２９条並びに第３０条第２項、第４項及び第５項中「又は一般則」を「、一般則又はコンビ則」に改める。

第３１条中「又は一般則第７９条第３項」を「、一般則第７９条第３項又はコンビ則第３４条第３項」に改める。

第４３条及び第４４条第２項中「又は一般則」を「、一般則又はコンビ則」に改める。

第４８条第１項中「又は一般則第６４条第２項各号（第２号を除く。）」を「、一般則第６４条第２項各号（第２号を除く。）又はコンビ則第２３条第２項各号（第２号を除く。）」に改め、同条第３項中「又は一般則」を「、一般則又はコンビ則」に改める。

別表中

「

39	液石則第 7 7 条第 2 項ただし書又は一般則第 7 9 条第 2 項ただし書の規定による特定施設の休止の届出に関する事。			○
----	--	--	--	---

」

を

「

39	液石則第 7 7 条第 3 項、一般則第 7 9 条第 3 項又はコンビ則第 3 4 条第 3 項の規定による特定施設の休止の届出に関する事。			○
----	---	--	--	---

」

に改める。

第 2 2 号様式中

「

工 事 完 了 届 書	一 般 液 石 冷 凍	× 受 付 欄	
-------------	-------------------	---------	--

」

を

「

工 事 完 了 届 書	一 般 液 特 冷 凍	× 受 付 欄	
-------------	-------------------	---------	--

」

に改める。

第 2 3 号様式中

「

高 圧 ガ ス 製 造 設 備 等 軽 微 変 更 報 告 書	一 般 液 石	× 受 付 欄	
------------------------------------	------------	---------	--

」

を

「

高 圧 ガ ス 製 造 設 備 等 軽 微 変 更 報 告 書	一 般 液 特 石 定	× 受 付 欄	
------------------------------------	-------------------	---------	--

」

に改める。

第 2 4 号様式中

「

保 安 監 督 者 届 書	一 般 液 石	× 受 付 欄	
---------------	------------	---------	--

」

を

「

保 安 監 督 者 届 書	一 般 液 特 定	× 受 付 欄	
---------------	--------------	---------	--

」

に改める。

第 2 5 号様式中

「

高圧ガス関係変更届書	一 般 液 冷 容 器	× 受 付 欄	
------------	----------------	---------	--

」

を

「

高圧ガス関係変更届書	一 般 液 特 定 冷 容 器 国 際	× 受 付 欄	
------------	------------------------	---------	--

」

に改める。

第 2 6 号様式中

「

許可申請等 取下げ・取りやめ届書	一般石 液冷凍 容器	×受付欄	
---------------------	------------------	------	--

」

を

「

許可申請等 取下げ・取りやめ届書	一般石 液特冷凍 容器国 際	×受付欄	
---------------------	-------------------------	------	--

」

に改める。

第 2 7 号様式中

「

許可等証明申請書	一般石 液冷凍 容器	×受付欄	
----------	------------------	------	--

」

を

「

許可等証明申請書	一般石 液特冷凍 容器国 際	×受付欄	
----------	-------------------------	------	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の訓令の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、
当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
。